



感染防止と人権

柴生田 晴四
(経済倶楽部理事長)

▼1月8日から二度目の緊急事態宣言が発出されました。その内容は限定的かつ集中的な

対策となり、一度目の時のように街から人影が消えるようなことにはなっていないようです。特に午後8時以降の外出自粛と飲食店の営業自粛に対してそれ以前の時間帯の繁華街の人数が多いことに対して、専門家と称する人たちがマスコミが声高な批判の声を上げています。こうした声に押されるように政府筋

からは、午後8時までは何をしてもいいと言っているわけではないと言いつつ、飛び出しました。街では自治体の広報車が「不要不急の外出」を控えるように呼び掛けています。しかし、午後8時までは飲食店やショッピングセンターなどの通常営業が認められています。そこにお客が来なければ、店はやっていけません。

▼昨年来、「不要不急」という言葉が度々用いられていますが、その行動が不要で不急であるか否かを決めるのは、本人の主観でしかありません。外食やショッピングだけでなく、演劇、音楽、映画の鑑賞、スポーツ観戦、観光などは、「娯楽」としてひとくくりになされがちですが、興味の無い人たちに無用の長物

でも、それを愛好する人たちには生きていくために欠かせないものです。

▼感染防止が最優先であるとして、思うように行動してくれない他者を声高に非難し恫喝する人たちは、そのすべてが人権侵害であり、憲法が認める個人の自由を侵していることを自覚すべきでしょう。為政者が法律に基づいて国民に行動の制限を要請するのであれば、具体的に何を求めているのかを明確に示すべきです。

▼国会では特措法の改正が審議されており、罰則付きの行動制限が実現しようとしています。その内容はまさしく憲法違反です。感染防止の緊急避難として基本的な人権の制限が許されるのはあくまでも人命の危機に直結する

ような重大な感染症に対処しなければいけない時です。新型コロナウイルス感染症を指定感染症第2類に分類し続ける是非を早急に再検証しなければならぬ時期がきています。

▼指定感染症の感染者を法律に基づいて隔離するのであれば、隔離先を用意し、発生した費用を全て公費で負担するのは、行政の最低限の責任です。審議中の改正案では費用は自己負担とすると報道されていますが、まさに人権侵害の重みを知らない愚か者たちのなせる所業です。指定感染者の収容先が不足しているために自宅での療養を指示している現状を無視して、隔離患者の外出に罰金を科す法律を作ろうとする議員たちの鉄面皮ぶりにはあきれられるばかりです。